

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	9月18日(水) 午後1時～4時 (1人30分以内)	町役場2階 会議室201	国税に関する一般的な税 務相談	対象＝税理士に依頼していない人 担当＝近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込＝税務課町民税係 ☎ 34-2112 ☎ 近畿税理士会桜井支部事務局 ☎ 41-6477
人権相談	9月19日(木) 午後1時～3時	町役場2階 会議室201	人権問題に関わる困りご と相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
みんなの人権 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題に関わる困りご と相談	☎ 奈良地方務局中和支局 ☎ 22-3045
行政相談	9月19日(木) 午後1時～3時	町役場2階 相談室2B	国の行政全般についての 不満、要望などの相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
無料法律相談 (予約制)	9月19日(木) 午後1時～4時	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	定員＝6人(申込順) ☎・予約 9月2日(月)から総 合窓口課 (☎ 34-2087) へ。
中南和法律相談セ ンター (予約制)	10月2日(水) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	申込開始日時＝9月18日(水)午前9時30分～ ☎・予約 奈良弁護士会 (☎ 0742-22-2035 / 午後1時～4時 / 土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
青少年悩みごとと相 談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学 習センター	自分の子どもや地域の青 少年にかかわる相談	担当＝社会教育指導員 ☎・予約 生涯教育課 ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 通常相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学 習センター	集団生活に適応が困難な 幼児、小・中学生と保護 者のための相談	☎・予約 教育総務課 ☎ 34-2074
やすらぎ相談室 特別相談 (予約制)	9月25日(水) 午前10時～ 午後3時30分	青垣生涯学 習センター	集団生活に適応が困難な 幼児、小・中学生と保護 者のための専門的な相談	担当＝公認心理師 ☎・予約 9月18日(水)までに教育総務課 (☎ 34-2074) へ
若者自立のための 無料相談 (予約制)	9月25日(水) 午前10時～正午	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くこ とが困難な若者や、その 家族のための相談(厚生 労働省委託事業)	☎・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055 ※予約は前日まで。
女性の再就職準備 相談	9月26日(木) 午前9時30分～ 午後0時30分	町役場1階 相談室1C	キャリアコンサルタント が働きたい女性の就職活 動を支援	☎・予約 女性の再就職準備相談窓口(県女性セン ター内 / ☎ 0742-24-1150 / 火～土曜日午前9時 ～午後4時30分) ※予約は前日まで。当日申込不可。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的 にお困りの人への相談・ 支援	☎・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター (☎ 0120-85-1225 / 午前9時～午後5時 / 土・日曜日、 祝日を除く / ☐ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きが あれば当日可)	9月26日(木) 午後1時～4時	町社会福祉 協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活 上の悩みの相談	担当＝民生児童委員ほか ☎ 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118

生活安全ニュース

☎ 天理警察署 ☎ 0743-62-0110 / 田原本警察庁舎 ☎ 33-0110

■ 9月11日は警察相談の日～警察の相談ダイヤル#9110～
県本部や各署に「ナポくん相談コーナー」を設置し、
専任の相談員が「犯罪等の未然防止に関する相談や皆さ
んの安全と平穏に係る相談」を受け付けています。
▶警察本部県民サービス課 プッシュ回線#9110 / ☎ 0742-
23-1108 / FAX 0742-24-0847
▶天理警察署 ☎ 0743-62-0110
▶田原本警察庁舎 ☎ 33-0110

■ 令和6年秋の交通安全県民運動 [9月21日～30日]
住民やドライバーの皆さんの交通安全意識の高揚を図
るため、各種活動を展開し、死亡事故などの重大事故に
直結する悪質・危険な交通違反の指導取締りを強化しま
す。この機会に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの
実践を心がけてください。

動物愛護週間(9月20日～26日)

健康福祉課保健センター係 ☎ 32-2907

動物愛護週間は、生命あ
る動物の愛護と適正な飼養
について、皆さんに関心と
理解を深めてもらうため設
けられています。



この機会に、飼っている動物や身近な動物について、
もう一度考えてみましょう。

犬や猫と暮らすためにはルールやマナーがあります
近隣には、犬や猫が苦手な人、アレルギーを持っ
ている人などが住んでいる場合もあります。他人に迷惑
を掛けないように配慮しましょう。マナーを理解し守る
ことで、人と動物がともに安全で快適に暮らせる町を
目指しましょう。

訪問販売によるリフォーム工事・点検商法に注意してください

訪問販売でのトラブルとして、契約を急かされて不要な工事をした、「工事をしないと危険」などと言われて商品やサービスを契約させられたなどがあります。
リフォーム工事 屋根工事・壁工事・増改築工事・塗装工事・内装工事など

■相談事例

- 近所で工事をしているという業者が来訪し、屋根工事が必要と言われ、父が契約した。近所に工事をしている家はなく、不審なのでクーリング・オフしたい。
- 自宅に電気給湯器の点検に来た業者の勧めで、浄水器を契約した。高額だし、不要なので取り消したい。どうすればいいか。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前 10 時～午後 3 時

担当 消費生活相談員

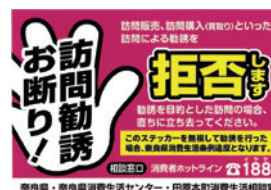
相談方法 電話・面談

閤 ☎ 32-2901（内線 174）

■対処方法

- ①必要な工事であっても、その場ですぐに契約しない
「家族や知り合いに相談します」と伝え一旦業者には帰ってもらい、相見積もりを取るなどして検討する。
- ②必要な工事であればクーリング・オフを
事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法で定められた書面を受け取った日から数えて 8 日以内であれば、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができる。なお、クーリング・オフ期間内に何らかの工事が行われたようなケースでは、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう事業者に対して求めることができる。
- ③「訪問勧誘お断りステッカー」を玄関先などに貼る
「このステッカーを無視して勧誘を行った場合、奈良県消費生活条例違反となります。」と書かれてあるので、迷惑な訪問販売の防止になる。

※ステッカーは総合窓口課にあります。在庫限りとなりますのでご了承ください。



訪問販売お断りステッカー

今やろう！ 防災アクション



Vol.49

閤 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

台風情報の見方

台風が発生すると、雨だけではなく、風についても注意が必要です。用語から確認しておきましょう。

風速が 15 ～ 20m/s になると、風に向かって歩けなくなり、転倒することもあります。20m/s を超えると看板が飛ばされたりするほどの強さです。35m/s 以上では電柱が倒れることもあります。台風では大雨だけでなく、強い風による被害にも十分注意し、気象情報を確認しましょう。

台風の備えとして、外にある風で飛ばされやすい物を家の中に入れておきましょう。非常持ち出し品を用意し、いつでも避難できるようにしておきましょう。



Yahoo! 防災速報



関西停電情報
または

☎ 0800-777-3081

■台風の強さ（最大風速）

- ・「猛烈な」 54m/s 以上
- ・「非常に強い」 44m/s 以上 54m/s 未満
- ・「強い」 33m/s 以上 44m/s 未満

■台風の大きさ（風速 15m/s 以上の強風域半径）

- ・「超大型（非常に大きい）」 800 km 以上
- ・「大型（大きい）」 500 km 以上 800 km 未満

■暴風域 平均風速 25m/s 以上の暴風の範囲

■強風域 平均風速 15m/s 以上の強風の範囲